

4月から
お知らせ 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の
仮徴収が始まります

▶問い合わせ 税務課 ☎73-3006

年間保険税(料)の 仮徴収と本徴収について	
年金支給月	天引きされる金額
仮徴収	4月 2月と同額
	6月 2月と同額
	8月 2月と同額
本徴収	10月 年間保険税(料)額の うち仮徴収で納められなかった額 を3分割
	12月
	翌年2月

仮徴収(公的年金からの天引き)の対象の人
仮徴収とは、年間の保険税(料)額が決定する前に、4・6・8月の年金支給日に保険税(料)を天引きする制度です。天引き額は、令和3年2月の天引き額と同額になります。2月に天引きされておらず、新たに天引きが始まる人は、令和元年中の所得を基に仮計算された保険税(料)の6分の1相当の額が天引きされます。(介護保険料・後期高齢者医療保険料のみ)
令和3年度の保険税(料)額が決定後、令和3年10月以降の天引き分で残りの保険税(料)額の調整が行われます。
仮徴収の新規対象者には4月上旬に通知を送付しますのでご確認ください。

年金天引きの開始時期と年金天引きの停止の可否

保険の種類別	国民健康保険税 (65歳以上 75歳未満)	介護保険料 (65歳以上)	後期高齢者 医療保険料 (75歳以上)
年金天引きの開始時期	10月	4月、6月 8月、10月	4月、10月
年金天引きの停止	可	不可	可

保険税(料)の納付方法について
年間保険税(料)額の決定後、7月から納付書または口座振替による納付が始まります。年金天引きは、年金機構による天引き可能対象者が決まり次第、自動的に始まり、天引き開始時期および停止の可否については左の表をご覧ください。
国民健康保険税・後期高齢者医療保険料のみ、年金天引きを停止して口座振替に変更することが可能です。希望する場合は、税務課または各支所へお申し出ください。

くらし **自動車税(種別割)の減免申請を受け付けます**

▶問い合わせ 税務課 ☎73-3006

障害者手帳などの交付を受けている人で、一定の条件を満たす場合は、本人や家族が運転する自動車などにかかる税金が減免になります。
令和3年度自動車税(種別割)【県税】申請期間
4月1日(木)～5月26日(水)
午前8時30分～午後5時15分
※土日、祝日は除く
受付場所・問い合わせ
県税事務所(高松合同庁舎内)
☎087(806)0314
出張受付
日時 4月14日(水)、21日(水)、
5月12日(水)
午前9時～午後4時
受付場所
西讃県民センター(三豊合同庁舎内)
問い合わせ
県税事務所(高松合同庁舎内)
☎087(806)0314
(必ず事前にお問い合わせください)
令和3年度軽自動車税(種別割)【市税】
すでに減免を受けている人は、申請事項に変更がない限り、再申請は不要です。4月に送付する通知をご確認ください。ただし、令和2年度中に車を買替えた人は、新しい車での再申請が必要です。
申請期間 5月24日(月)まで
受付場所 税務課または各支所
※自動車税(種別割)【県税】の減免を受けている人は、軽自動車税(種別割)【市税】の減免申請はできません。



4月から
お知らせ 市役所の組織、業務の所管が一部変わりました

▶問い合わせ 地域戦略課 ☎73-3011

業務内容を見直し、効率的な組織となるよう再編を行いました。

部名	課名など	主な業務内容	電話番号	FAX	場所
農政部(新設)	農林水産課	農政の企画・調査、農業振興、林業振興、鳥獣被害対策、水産振興	73-3040	73-3047	危機管理センター 1階
	土地改良課	土地改良事業、農村総合整備事業、土地改良区、農業用施設などの災害復旧	73-3041		
建設部(新設)	建設港湾課	道路河川の整備・維持管理、砂防、がけ地対策、港湾漁港の整備・維持管理、海岸管理、道路河川の認定・占用許可、用地取得、地籍図、法定外公共物管理	73-3043		
	都市整備課	都市計画、都市公園、開発許可、立地適正化計画	73-3048		
	建築住宅課	建築確認申請、市有建物の営繕、耐震対策事業、空き家対策事業、市営住宅の維持管理・整備・入居審査・使用料など	73-3044		
総務部	デジタル推進室(総務課内に新設)	デジタル化・DX推進※、情報システムの運営・管理・導入・調整、情報セキュリティ対策、ICT施策の企画・調整、地域情報化、電子自治体	73-3000		
	新型コロナウイルス対策課(廃止)	新型コロナウイルスに関することは「新型コロナウイルスワクチン接種対策室(健康課内)☎73-3004」にお問い合わせください。			

※DX(デジタルトランスフォーメーション)……ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること

くらし **税務署での確定申告期限が延長されました**

▶問い合わせ 税務課 ☎73-3006/観音寺税務署 ☎25-2191

税務署での令和2年分の申告所得税、贈与税および個人事業者の消費税の申告と納税の期限は、十分な申告期間を確保して確定申告会場の混雑回避の徹底を図る観点から、4月15日(木)まで延長されました。
なお、振替納税を利用する人の振替日は、申告所得税は5月31日(月)、個人事業者の消費税は5月24日(月)です。
また、申告や相談は、自宅などからe-Taxや電話相談・チャットボットを利用できます。ぜひご利用ください。

くらし **財田こども園が開園しました**

▶問い合わせ 保育幼稚園課 ☎73-3036

4月1日から、財田幼稚園と財田保育所を統合し、公立施設で初めての幼保連携型認定こども園となる「財田こども園」が開園しました。
市では、保護者の就労状況などに関わらず、同じ年齢の子どもが同じ場所で教育・保育を受けられる環境を整えるため、認定こども園の設置を推進しています。

